

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告 株式会社

意見書

令和4年1月31日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

頭書事件に関し、専門委員に閣与していただいた形での対応方法について以下意見を述べる。

1 証拠調べとしての検証の内容

(又は民訴法151条の釈明処分としての検証の内容)

被告が提出しているソースコード(乙23)を用いてサイレントロボを起動した場合、サイレントロボが仕様書で予定されている機能を発揮できるかどうかの検証

2 専門委員(又は知財調査官)において、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明をして頂き、また、証拠調べの結果の趣旨を

明瞭にして頂くための具体的な内容

- (1) 1記載の検証目的を達成するための手順として、別紙第一の「検証実施手順」の「4 1の実施の流れ」に記載している事項に問題がないかどうかについて裁判所に助言を行う。
- (2) 「検証実施手順」の「5（確認事項）」が検証目的に沿う内容であるかどうか、及び「5（確認事項）」を裁判所が実際に確認するについて援助助言を行う。

以上

別紙第一

検証実施手順（サイレントロボのソースコード（乙23号証）について）

1 概要

乙23号証について、当事者及び専門家立ち合いの下、後述2乃至4の方法で専門家に実際に作業を行っていただき、乙23号証によってサイレントロボが本来予定されている動作をするか否か（乙23号証がサイレントロボのソースコードではないこと）を確認することを提案する。

2 1のために必要な機器等

(1) サイレントロボ本体

(2) Visual Basic 6.0 (VB6.0) の開発環境がインストールされたパソコン（乙3号証11頁②使用コンパイラ Visual Basic 6.0 (VB6.0)）

3 1の実施場所

被告所在地等（上記2の機器等が揃う場所が被告内であると考えられるため）

4 1の実施の流れ（専門家の具体的な利用方法）

(1) 乙23号証のソースコードによってサイレントロボが本来予定されている動作をするか否か確認するにあたって、まず乙23号証のソースコードを実行ファイル（EXEファイル）に変換（コンパイル）する必要がある。

サイレントロボには、実行用パソコン（乙3の10枚目「内部配置図」BOXコンピュータ）が備え付けられているところ、当該実行用パソコンは、プログラムを実行することしかできず、ソースコードの実行ファイルへの変換（コンパイル）を行うことは

できない。したがって、実施にあたっては別途 Visual Basic 6.0 (VB6.0) の開発環境がインストールされたパソコンが必要となり、その場合の手順は別紙第2の1①乃至⑦とすべきである。開発用パソコンで乙23号証をコンパイルする場合、別紙第2の1④及び⑤のとおり、変換後の実行ファイルを一旦記録媒体に保存した上で、実行用パソコンにコピーしてサイレントロボを作動させる必要がある。

- (2) また、実行用パソコンに Visual Basic 6.0 (VB6.0) 開発環境をインストールすることが可能であれば、当該開発環境がインストールされたパソコンを別途用意する必要はなく、実行用パソコンだけでコンパイルからサイレントロボの実行まで行うことができると考えられる。その場合の手順は別紙第二の2 i 乃至 vi とすべきである。
- (3) サイレントロボが作動した後は専門家及び両当事者で下記5の検証事項についてサイレントロボの動作を確認する。
- (4) なお、双方に疑義等が発生することを防止するため、サイレントロボの作動に関する一連の作業は全て専門家が実施する必要があると考える。

5 確認事項

- (1) 「取り込みチャンネル数：騒音 1 ch 振動レベル 3 ch AD 変換にて収録」になっているか。
- (2) デジタル表示は、表示されるか。
- (3) 測定されたデータは、目的のデータになっているか（騒音・振動のピークを捉えているか）。
- (4) 瞬間的な振動や騒音を測れているか。

測れたデータは騒音計本体や振動計本体の液晶画面にも表示さ

れるところ、その値と一致したものが、データファイルに収録されているか。

(5) 10Hz の測定サンプリングか。

基準波形データを入力するなどして検証する (sin 波等を入力)。

(6) 全データ保存になっているか (データ数で確認)。

(7) 保存されたデータの種類は足りているか。

(8) 保存されたデータを CF カードで持ち帰り解析処理したとき、乙4号証で記載されている書類(乙4号証2枚目 測定波形等)は出力されるのか。

以 上

別紙第二

1 Visual Basic 6.0 (VB6.0) 開発環境がインストールされたパソコンを別途用意する場合の実施の流れ

- ①ソースコードの確認（本訴訟で提出されている乙23号証と同じものか否か）
- ②Visual Basic 6.0 (VB6.0) 開発環境がインストールされたパソコンを用いて乙23号証のソースコードを実行ファイルに変換（コンパイル）する。
- ③コンパイル後の実行ファイルの確認
- ④実行ファイルをUSBメモリ等で保存
- ⑤実行ファイルを実行用パソコンにコピー
- ⑥実行ファイル（サイレントロボ）の実行
- ⑦サイレントロボの動作の確認

2 実行用パソコンに Visual Basic 6.0 (VB6.0) 開発環境をインストールできる場合の実施の流れ

- i 実行用パソコンに Visual Basic 6.0 (VB6.0) 開発環境のインストールを行う。
- ii ソースコードの確認（本訴訟で提出されている乙23号証と同じものか否か）
- iii 実行用パソコンで乙23号証のソースコードを実行ファイルに変換（コンパイル）する。
- iv コンパイル後の実行ファイルの確認
- v 実行ファイル（サイレントロボ）の実行
- vi サイレントロボの動作の確認

以上